

【 手術 】

666 経尿道的尿路結石除去術後の経尿道的尿管ステント抜去術の算定について

《令和7年8月29日》

○ 取扱い

K781 経尿道的尿路結石除去術「1」レーザーによるもの後のK783-3 経尿道的尿管ステント抜去術の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

K781 経尿道的尿路結石除去術「1」レーザーによるもの後の尿管ステントの留置は、急性腎盂腎炎等の発症抑制に必要である。

以上のことから、K781 経尿道的尿路結石除去術「1」レーザーによるもの後に留置した尿管ステントを抜去するためのK783-3 経尿道的尿管ステント抜去術の算定は、原則として認められると判断した。

なお、K781 経尿道的尿路結石除去術「1」レーザーによるものと同日のK783-3 経尿道的尿管ステント抜去術は想定していない。